

## 令和7年度 社会福祉法人 指導監査結果

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する是正状況	備考
馬路村	馬路村社会福祉協議会	R7.8.5	1 理事会の招集通知が期限までに発出されていない事例が認められた。理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発すること。なお前記にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	改善済	
			2 理事会における理事長の職務の執行状況報告が行われていないことが認められた。理事長は、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）自己の職務の執行状況を理事会に報告を行い、議事録にその旨を記載すること。	改善済	
			3 特定の収益及び費用について、法人名義の通帳に出入金処理の記録があるが、経理規程の定めるところによる会計処理がなされておらず、当該部分に係る計算書類が作成されていない事例が認められた。会計基準及び経理規程に基づいた会計処理を行うこと。	改善済	
			4 令和6年度の計算書類において、その他の積立金の計上（3円）に関して、理事会の決議に基づいていない事例が認められた。その他の積立金を計上する場合は、理事会の決議に基づくこと。	改善済	
高知市	社会福祉法人高知慈善協会	R7.9.2	1 定時評議員会の直後の理事会において、招集通知の省略を行っているが、理事及び監事全員の同意が確認できないことが認められた。理事会については理事及び監事全員の同意がある場合は招集手続の省略を行うことができることとなっており、その場合は議事録に理事及び監事全員の同意があった旨を記載する等記録を残すようにしておくこと。	改善済	
			2 監事が2回連続で理事会を欠席していることが認められた。監事は理事会への出席義務があることから、理事会に監事が出席できるよう日程調整を行う等の配慮を行うこと。	改善済	
			3 評議員会において議決を行う際、特別利害関係がある者の確認を一部の議案について行っていないことが認められた。全ての議案について確認すること。	改善済	
四万十町	社会福祉法人清流会	R7.9.3	1 公表されている定款の内容が直近のものでないことが認められた。定款について、直近の内容を公表すること。	改善済	
			2 評議員の選任において、任期満了に伴う新たな選任が行われていないことが認められた。評議員について、法令又は定款に定められた方法により理事会を開催して評議員選任候補者の推薦を決定した後、評議員選任・解任委員会において選任すること。	改善中	
			3 理事の選任において、任期満了に伴う新たな選任が行われていないことが認められた。理事について、法令又は定款に定められた方法により理事会を開催し、理事選任案を決定した後、評議員会で選任すること。	改善中	
			4 監事の選任において、定款で定めた員数が選任されていないこと及び任期満了に伴う新たな選任が行われていないことが認められた。監事について、欠員が生じた場合は、速やかに定款で定めた員数を満たすこと。また、法令又は定款に定められた方法により理事会を開催し、監事選任案を決定した後、評議員会で選任すること。	改善中	
			5 令和5年度以降、定時評議員会が招集及び開催されていないことが認められた。定時評議員会について、計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日までに招集し、開催すること。	改善中	
			6 理事長に対する報酬等の支給基準について、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、確認することができなかった。また、「不当に高額」でないことについて、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して検討が行われたかを確認することができなかった。役員等報酬等の支給基準について、法人として説明責任を果たす必要があることから、明確にしておくこと。	改善中	

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する是正状況	備考
四万十町	社会福祉法人清流会	R7.9.3	7 令和7年度理事、監事及び評議員の区分毎にその報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、令和7年度財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていないことが認められた。法人の透明性を確保するため、インターネットの利用により公表するとともに、財務諸表等電子開示システムを利用した届出をおこなうこと。	改善中	
			8 令和7年度資金収支予算書について、理事会の承認を受けていないことが認められた。資金収支予算書については、定款に基づき理事会の承認を受けること。	改善中	
津野町	社会福祉法人津野町社会福祉協議会	R7.9.30	1 令和6年度の計算書類において、法人本部拠点と就労継続支援事業所拠点との拠点区分間貸付金（借入金）について相殺消去がされていないことが認められた。計算書類においては、すべての内部取引を相殺消去すること。	改善済	
大川村	社会福祉法人大川村社会福祉協議会	R7.10.14	1 その他の積立金について、当期末繰越活動増減差額（△4,112,459円）にその他の積立金取崩額（0円）を加算した額を超えて積立（寄付金600,000円及び積立金金利227円）を行っていることが認められた。その他の積立金は、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰を生じた場合にのみ積立を行うこと。	改善済	
			2 その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていないことが認められた。（寄付金600,000円及び積立金金利227円）その他の積立金を計上する場合は、理事会の決議に基づくこと。	改善済	
日高村	社会福祉法人日高村社会福祉協議会	R7.10.16	1 評議員会への欠席が連続している者が認められた。評議員会の役割の重要性を鑑みて、日程調整等により出席を可能とする措置を講ずること。	改善済	
			2 令和6年度の計算書類において、その他の積立金の計上に関して理事会の決議に基づいていない事例が認められた。（寄付金300,000円及び積立金利息405円の計300,405円）その他の積立金を計上する場合は、理事会の決議に基づくこと。	改善済	
佐川町	社会福祉法人おひさま	R7.10.29	なし		
奈半利町	社会福祉法人奈半利町社会福祉協議会	R7.10.30	1 評議員選任・解任委員会において、外部委員が1名のみの出席で評議員を選任していることが認められた。評議員の選任は、定款の定めに従い外部委員2名が出席する委員会において行うこと。	改善済	
			2 評議員会の招集の通知が定められた期日までに発出されていないことが認められた。評議員会の招集通知は、評議員会の1週間又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに各評議員に対して発出すること。	改善済	
			3 関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えて選任されていることが認められた。社会福祉協議会にあっては関係行政庁の職員が役員（理事・監事）総数の5分の1を超えない割合で選任すること。	改善中	
			4 令和6年度から7年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席した理事がいることが認められた。理事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	改善済	
			5 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事からの同意書を得ていないことが認められた。監事選任議案を評議員会に提出するに当たっては監事の過半数の同意を書面で得ること。なお、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録へ同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印を行うことでも差し支えない。	改善済	
			6 令和6年度から7年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席した監事がいることが認められた。監事は理事会への出席義務があることから、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	改善済	
			7 理事会の招集の通知が定められた期日までに役員（理事・監事）に発出されていないことが認められた。理事会の招集通知は、理事会の1週間又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各役員に対して発出すること。	改善済	
			8 会長の職務の執行状況の理事会への報告について、年1回となっていることが認められた。定款の定めに従い、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上報告すること。	改善済	

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する是正状況	備考
奈半利町	社会福祉法人奈半利町社会福祉協議会	R7.10.30	9 令和6年度に実施した自動車購入契約において、経理規程に違反して随意契約を行っていたことが認められた。同規程に基づいて契約を行うこと。	改善済	
いの町	社会福祉法人はってん福祉会	R7.11.6	1 社会福祉法第45条の16第3項及び定款に定めるとおり理事会を開催し、理事長及び業務執行理事は職務の執行状況について報告すること。	改善済	
			2 理事会等の報酬について、規程等により支給基準を明確に定めるとともに、当該規程等に基づき整合がとれた報酬を支払うこと。	改善済	
四万十町	社会福祉法人窪川児童福祉会	R7.11.11	なし		
東洋町	社会福祉法人東洋町社会福祉協議会	R7.12.5	1 評議員会の目的である理事の選任に係る議案の概要について、理事会の決議が行われていないことが認められた。評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）については、理事会の決議により定めること。	改善済	
南国市	社会福祉法人ふるさと自然村	R7.12.16	1 前年度から当該年度までの間における評議員会をすべて欠席している評議員がいることが認められた。日程調整等により出席が可能とする措置を講ずること。なお、今後も欠席が続くことが見込まれる場合には、新たな評議員を選任する等の措置を講ずること。	改善済	
南国市	社会福祉法人土佐希望の家	R8.1.8	1 評議員会及び理事会において、各議案の決議を行う前に特別の利害関係を有する評議員又は理事の存否を確認していないことが認められた。今後は確認を行うとともに、原則、確認した旨を議事録に記載すること。	改善済	
			2 令和7年度に理事会を2回以上続けて欠席した理事がいることが認められた。理事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	改善済	
			3 役員のために締結される保険契約の内容の決定について、理事会で決議されていないことが認められた。理事会での決議を要する事項については、理事会で決議のうえ、必要な数の賛成を得ること。	改善済	
高知市	社会福祉法人高知県社会福祉協議会	R8.1.22	1 特定社会福祉法人が内部管理体制の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている事項として、社会福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条の16で定められている項目のうち、第5号「監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項」及び第6号「前号の職員の理事からの独立性に関する事項」について理事会の決定がされていないことが認められた。この2つの事項についても理事会で決定すること。	改善中	
			2 評議員会及び理事会の決議に際して、特別の利害関係を有する評議員及び理事の存否を確認していない事例が認められた。今後は確認を行うとともに、その旨を議事録に記載すること。なお、招集通知と併せて議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、法人の規程に特別の利害関係を有する場合の届出義務について定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員及び理事がない場合には、議事録への記載も不要である。	改善中	
			3 令和6年度から7年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席した理事がいることが認められた。理事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	改善中	
			4 役員（理事及び監事）が選任された定時評議員会の終了直後に開催された理事会の招集手続きについて、事前に役員候補者に対して招集通知を送付していたことが認められた。候補者は選任されるまでは役員ではなく、かつ招集通知は役員に対して送付する必要があるため、その招集手続きは効力を有しないものである。従って、役員を改選した定時評議員会の直後に理事会を開催する場合、役員全員の同意を得た上で招集通知を省略するしか方法がないため、その手続きにより行うこと。	改善中	
香美市	社会福祉法人ウエルブラザ	R8.1.29	1 当該法人の職員を兼務している理事の報酬等について、支払われている給与（役職手当及び基本給）の額が、定款等で定めた報酬等の額を超えて支給されていることが認められた。社会福祉法人は、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされているため、法人の規程に基づいた報酬等の額を遵守すること。	改善中	

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備考
香美市	社会福祉法人ウエルブラザ	R8.1.29	2 計算書類において、令和6年度の人件費（職員賞与）に係る短期運営資金借入金が、本部拠点の区分にまとめて計上されていることが認められた。借入金はその目的に応じて該当する拠点区分に分けて計上すること。	改善中	